

安全データシート(SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名	: ダイハツ ボディ・アンダークリアコート
製品コード	: 08862-K9000
会社名	: 日本モビリティサービス株式会社
住所(本社)	: 〒190-0014 東京都立川市緑町 7 番地 1 7F
担当部門	: 品質管理部
電話番号	: 042-503-9299
作成日	: 2017 年 4 月 1 日
改定日	: 2024 年 1 月 23 日
推奨用途及び使用上の制限	: 塩害対策用長期防錆剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

可燃性・引火性エアゾール	: 区分1
引火性液体	: 区分4

健康に対する有害性

急性毒性(経口)	: 区分に該当しない
急性毒性(経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性(吸入:ガス)	: 分類できない
急性毒性(吸入:ガス蒸気)	: 分類できない
急性毒性(吸入:粉じん及びミスト)	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 分類できない
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	: 分類できない
呼吸器感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 区分2
発がん性	: 分類できない
生殖毒性	: 分類できない
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	: 区分2(肺吸入) 区分3(麻酔作用)
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	: 区分2(中枢神経系)
誤えん有害性	: 区分1

環境に対する有害性

水生環境急性有害性	: 分類できない
水生環境慢性有害性	: 分類できない
オゾン層への有害性	: 分類できない

* 上記記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 極めて可燃性の高いエアゾール 高圧容器:熱すると破裂のおそれ 可燃性液体 遺伝性疾患のおそれの疑い 臓器<循環器系>の障害のおそれ

眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる又は反復ばく露による臓器<中枢神経系>の障害のおそれ
眠気やめまいのおそれ
長期継続的影響により水生生物に毒性
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策

- : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 容器を密閉し、取扱い時にこぼれない様に注意すること。
- 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
- 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/を使用すること。
- ガス/スプレーの吸入を避けること。
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護手袋/保護眼鏡/保護面/保護衣を着用すること。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。また、飲み込まないこと。(飲み込むと下痢、嘔吐する。)
- この製品を使用する時に飲食しないこと。
- 取り扱い後は手をよく洗うこと。
- 空容器に圧力をかけないこと(破裂のおそれがあるため)。
- 裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。
- 容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと(残留物が爆発、発火する恐れがあるため)。
- 環境への放出を避けること。

対応

- : 火災の場合には、炭酸ガス、泡または粉末消火器を使用すること。
- 水(又はぬるま湯)と石けんで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 皮膚(又は髪)に付着した場合は、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、皮膚を多量の水(又はぬるま湯)と石けんで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断/手当を受けること。
- 飲み込んだ場合は、吐かせずに直ちに医師の診断/手当を受けること。
- 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。医師の診断/手当を受けること。
- 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 取り扱った後、手を洗うこと。
- 医師の診断が必要な場合は、製品容器又はラベル(SDS;本書類)を手元に用意すること。

保管

- : 子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
- 直射日光の当たる所や温度が 40℃以上になる所、錆びの発生しやすい水回りや湿気の多い所、凍結する所には置かないこと。

廃棄

- : 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:混合物

成分名	含有量(%)	CAS No.	PRTR 法 No.	安衛法 No	備考
合成炭化水素	45~55	非公開	非該当	非該当	
鉱油	7~17	非公開	非該当	168	
防錆剤	6~8	非公開	非該当	非該当	
金属系防錆剤	1.5~4	非公開	非該当	非該当	

LPG	プロパン	20~25	74-98-6	非該当	非該当	可燃性ガス、 3種類混合
	ノルマルブタン		106-97-8	非該当	482	
	イソブタン		75-28-5	非該当	482	

PRTR 法 No. : 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)
対象化学物質の政令番号

安衛法 No. : 労働安全衛生法 (安衛法) 第 57 条の 2 第 1 項政令指定物質の政令番号

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 新鮮な空気の場所に移す。
身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 水と石鹸で付着した部分を洗う。
- 目に入った場合 : 直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗浄し、眼を洗浄した後、医師の手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで直ちに医師の手当てを受けること。口の中が汚染されている場合には水で十分洗うこと。
- 主要な兆候及び、症状に関する情報
- : 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。
 - 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
 - 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
 - ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガスが有効である。
初期の火災には粉末、炭酸ガスを用いる。
大規模火災の際には泡消火剤を用いて空気を遮断する事が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
消火には棒状の水を用いてはならない。
- 特定の消火方法 : 火災発生場所の周辺には関係者以外立ち入り禁止とする。
火元への燃焼源を断つ。
周囲の設備などに散水して冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。
燃焼又は高温により有毒なガス (一酸化炭素等) が発生する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 作業の際には適切な保護具 (保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等) 着用する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道等に排出されないように注意する。
海上で薬剤を用いるには国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 回収・中和ならびに封じ込め及び浄化の方法、機材
- : 周囲の着火源を速やかに取り除く。
 - 少量の場合は、ウエス、乾燥砂などに吸収させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭き取る。
 - 大量の場合は、漏洩した場所の周辺にロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。
 - 漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
 - 海上の場合は、オイルフェンスを展開して、拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。
 - 薬剤を用いる場合には国土交通省で定める技術上の基準に適合したものでな

- 二次災害の防止方法 : ればならない。
 : 漏洩時は事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関連機関に通報する。
 : 周囲の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消化機材を準備する。
 : こぼれた場合は滑りやすい為注意する。

7. 取り扱い及び保管上の注意
 (原液SDSより引用)

- 技術的対策 : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、消防法で定められた基準を満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
 : 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
 : 静電気対策を行う。作業衣、靴等も導電性の物を使用する。
 : 危険物が残存している機械設備など修理また加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
 : 皮膚に触れる、目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。
 : ミストが発生する場合、呼吸器具を使用してミストを吸入しない。
 : 容器を必ず密閉すること。
- 注意事項 : 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。
- 安全取扱い注意事項 : 常温で取り扱うものとし、その際水分きょう雑物の混入に注意すること。
 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないように注意する。
- 適切な保管条件 : 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
 : 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- 適切な技術的対策 : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

8. ばく露防止及び保護措置
 (原液SDSより引用)

- 設備対策 : できるだけ密閉された装置、機械または局所排気装置を使用する。
 : 取扱い場所の近くに緊急用の洗眼設備およびシャワーを設ける。

許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH	
			(TWA)	(STEL)
潤滑油基油	未設定	3 mg/m ³	5 mg/m ³	未設定

保護具

- 呼吸器用の保護具 : 必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
 手の保護具 : 不浸透性でありかつ丈夫な保護手袋(耐油、耐溶剤用)
 目の保護具 : 保護眼鏡を着用する。
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業着と安全靴(静電防止用)

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態(原液)

- 形状 : 液体
 色 : 褐色透明
 臭い : 溶剤臭
 pH : 該当しない
 融点/凝固点 : データなし
 沸点、初留点及び沸点範囲 : データなし

引火点	: 78℃
発火点	: データなし
密度(比重)	: 0.817(15℃)
溶解性	: 水に難溶
製品	
製品圧力(25℃)	: 0.42±0.05MPa
噴射量(25℃)	: 7.0±2.0g/5sec
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
噴射剤	
外観	: 無色気体
融点/凝固点	: プロパン -189.7℃、ノルマルブタン -138℃、イソブタン -160℃
沸点、初留点及び沸点範囲	: プロパン -42℃、ノルマルブタン -0.5℃、イソブタン -12℃
引火点	: プロパン -104℃、ノルマルブタン -60℃、イソブタン :引火性ガス
燃焼又は爆発範囲下限上限	: プロパン 2.1~9.5%、ノルマルブタン 1.8~8.4%、 イソブタン 1.8~8.4%
蒸気密度	: プロパン 1.6、ノルマルブタン 2.1、イソブタン 2.0
比重(相対密度)	: プロパン 0.5、ノルマルブタン 0.6、イソブタン 0.6
n-オクタンール/水分配係数	: プロパン 2.36、ノルマルブタン 2.89、イソブタン 2.80

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件では安定
反応性	: 酸化性物質と激しく反応
避けるべき条件	: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないように注意する。 燃焼又は爆発範囲にあつて着火源があると、燃焼、爆発するので、その条件を避ける。
避けるべき材料	: アルコール及びエーテルに溶解し、石油類や動植物油、天然ゴムをよく溶解する。
危険有害な分解生成物	: 燃焼等により一酸化炭素が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

成分の健康有害性情報

急性毒性	
(経口)	: LD50=4524 mg/kg以上(ATEmix)/原液
(経皮)	: LD50=4776 mg/kg以上(ATEmix)/原液
(吸入:気体)	: 現在のところ有用な情報なし
(吸入:蒸気)	: 現在のところ有用な情報なし
(吸入:粉じん、ミスト)	: LC50=5 mg/L 以上(ATEmix)/原液
皮膚腐食性/刺激性	: 皮膚区分 2 の原料を 10%未満、皮膚区分 3 の原料を 10%未満含有する。 /原液
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 皮膚区分 2A の原料を 10%未満、眼区分 2B の原料を 10%未満含有する。 /原液
呼吸器感作性	: 現在のところ有用な情報なし
皮膚感作性	: 皮膚感作区分 1 の原料を 1.0%以上含有する/原液
生殖細胞変異原性	: 変異原作区分2の原料を 1.0%以上含有する/原液
発がん性	: 現在のところ有用な情報なし
生殖毒性	: 現在のところ有用な情報なし
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	: 単回毒性区分2(肺)の原料を 10%未満含有する/原液 区分1(循環器系)/噴射剤:イソブタン

区分3(麻酔作用)/噴射剤

特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)

: 反復毒性区分1の原料を10%未満含有する/原液
区分1(中枢神経系)/噴射剤:ノルマルブタン

誤えん有害性

: 誤えん有害性区分1の原料を10%以上含有し、且つ40℃の動粘度率は20.5 mPa/s以下である。/原液

12. 環境影響情報

移動性

: 物理化学的性質から見ても、大気、水系、土壌環境に移動しうる。

残留性/分解性

: 現在のところ有用な情報なし。

生体蓄積性

: 現在のところ有用な情報なし。

生態毒性

: 現在のところ有用な情報なし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

: 中身を使い切ってから廃棄する。
容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、また都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器・包装

: 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類

: クラス 2.1(引火性エアゾール)

国連番号

: 1950

国内規制

: 容器イエローラベル 引火性液体(極性/水不要)126

陸上輸送

消防法

: 危険物第四類第三石油類 危険等級Ⅲ(非水溶性)

容器

: 危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定められたものを使用すること。

告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。

海上輸送

船舶安全法

: 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送

航空法

: 航空法に定めるところに従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

: 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は総務省で定めるところにより当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該運搬時に該当する消火設備を備える。
危険物に該当する消火設備を備える。
運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
第1類及び第6類の危険物を混載しない。

15. 適用法令

高圧ガス保安法

: 施行令 容器の「注意事項」の表示 エアゾール製品の品質管理

消防法

: 第9条の2;圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出

	危険物第四類 第三石油類 危険等級Ⅲ(非水溶性)
労働安全衛生法	: 危険物 : 可燃性ガス 57条表示対象物 : 対象物質を含有する(鉱油) 57条の2通知対象物 : 対象物質を含有する(鉱油) 有機溶剤中毒予防則 : 該当しない 特定化学物質等予防則 : 該当しない
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
化学物質排出把握管理促進法	: 指定化学物質を含有しない
水質汚濁防止法	: 油分排出規制(許容濃度 5 mg/L)
下水道法	: 鉱油類排出規制(5 mg/L)
海洋汚染防止法	: 油分排出規制(原則禁止)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制(拡散、流出の禁止)
船舶安全法	: 高圧ガス
航空法	: 高圧ガス

16. その他の情報

引用文献

- 製品安全データシート(SDS)
- GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z:7252
- GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル,作業場内の表示及び安全データシート(SDS)JIS Z:7253
- 産業中毒便覧(医歯薬出版株式会社)
- 14705の化学薬品(化学工業日報社)
- 改訂第2版 労働安全衛生法 MSDS 対象物質全データ(化学工業日報社)
- 改訂第2版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
- 危険物船舶運送及び貯蔵規則(海文堂)
- GHS 分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- GHS 対応 SDS・ラベル作成ガイドブック 改訂第2版(日本塗料工業会)
- GHS 対応版ラベル・MSDS 作成マニュアル(日本オートケミカル)
- 溶剤ポケットブック(オーム社)

記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではありません。情報の正確さ、完全性を保証するものではありませんので、新しい情報によって改訂されることがあります。

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。